

療養担当規則について

当院では、令和 6 年 6 月の診療報酬改定に基づき、療養担当規則についてウェブサイト上の掲載を行っております。

当院は、厚生労働省より指定を受けた保険医療機関です。

明細書発行体制

当院では、保険診療を受けられたすべての患者様に、診療明細書を無料で発行しています。不要な場合は受付までお申し出ください。

保険外負担（実費徴収）

保険診療に付随する下記の費用は、保険外負担（実費）としてご請求させていただいております。

- ・ 診断書：5500 円（税込）

厚生局に届出済みの施設基準

【基本診療料・外来診療体制】

- ＜歯初診＞ 歯科初診料の注 1 に掲げる施設基準
- ＜外安全 1＞ 歯科外来診療医療安全対策加算 1
- ＜外感染 1＞ 歯科外来診療感染対策加算 1
- ＜外在ベ I＞ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I）
- ＜外後発使＞ 外来後発医薬品使用体制加算

【医療 DX・ICT 関連】

- ＜医療 DX＞ 医療 DX 推進体制整備加算

【在宅・訪問歯科診療】

- ＜在歯管＞ 歯科訪問診療料の注 15 に規定する基準

【歯科技工・補綴・印象関連】

- ＜歯技工＞ 歯科技工加算 1 及び 2
- ＜歯技連 1＞ 歯科技工士連携加算 1 及び光学印象歯科技工士連携加算
- ＜歯 CAD＞ CAD/CAM 冠及び CAD/CAM インレー

<光印象> 光学印象加算

【口腔機能・リハビリ・検査関連】

【手術・処置・特定療法】

<手光機> レーザー機器加算

<医管> 歯科治療時医療管理料

<補管> クラウン・ブリッジ維持管理料

<口腔粘膜> 口腔粘膜処置

【矯正・顎機能】

<矯診> 歯科矯正診断料

【地域連携】

【その他】

選定療養費

患者様の希望により、先発医薬品の処方や時間外予約を行う場合、選定療養費が発生します。

保険外併用療養費・選定療養に該当する費用の明示

以下の費用は、保険診療と併用して行う「選定療養」に該当するため、患者様への事前説明と同意を頂いたうえで、保険診療費に加えて差額をご負担いただいております。

- ・診療時間以外の時間における診察

診療時間外の対応には、選定療養費としてご負担いただいております。

- ・金属床総義歯

金属床義歯については、差額をご負担いただきます。

- ・前歯部の金属歯冠修復に使用する金合金又は白金加金は、選定療養費が発生します。
- ・う蝕に罹患している患者の指導管理フッ化物塗布・シーラント

むし歯予防処置は、選定療養費をご負担いただきます。

- ・長期収載品の処方（先発医薬品の希望処方）

後発医薬品（ジェネリック）がある場合でも、先発医薬品を希望される際は差額をご負担いただきます。